

平成 19 年度

補正予算の概要

(平成 19 年 5 月 22 日専決処分)

平成19年度（平成19年5月22日専決補正）

歳入歳出補正予算事項別明細書

老人保健事業特別会計

（歳 入）

款	補正前予算額	補 正 額	計
1 支払基金交付金	12,481,677	0	12,481,677
2 国庫支出金	7,661,851	0	7,661,851
3 県支出金	1,915,462	0	1,915,462
4 繰入金	1,915,462	0	1,915,462
5 繰越金	1	0	1
6 諸収入	3	260,286	260,289
歳入合計	23,974,456	260,286	24,234,742

（歳 出）

款	補正前予算額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国・県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 医療諸費	23,974,453	0	23,974,453				
2 諸支出金	3	128,859	128,862			128,859	
3 繰上充用金	0	131,427	131,427			131,427	
歳出合計	23,974,456	260,286	24,234,742			217,438	

平成19年5月22日専決処分

(特別会計)

【議案第108号】

老人保健事業特別会計

(単位:千円)

補正前 24,463,396 補正額 260,286 計 24,234,742

平成18年度			平成19年度	
	歳入		歳入	歳出
	区分	決算見込額		
不足分	国庫支出金	260,286	諸収入 260,286	
	小計	260,286		
超過分	支払基金医療費交付金	93,329		
	県支出金	35,530		
	小計	128,859		諸支出金 128,859
	差引	131,427		繰上充用金 131,427
合計			260,286	260,286

地方自治法施行令

(翌年度歳入の繰上充用)

第166条の2

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。